

ここまで、国際機構について法的な観点から検討を重ねてきた。しかし、根本に立ち返って「国際機構」を定義しようとする、なかなか容易でないことに気が付く。

たとえば、[1969 年の条約法条約](#)は、“‘international organization’ means an intergovernmental organization”という非常に単純な定義を採用している (2 条 1 項(i))。[1986 年の国際機構条約法条約](#)も同様である (2 条 1 項(i))。しかし、この定義によれば、第 2 部 1. 「参加」の冒頭に挙げた WTO などは国際機構ではないことになってしまう。そこで、国連国際法委員会が 2011 年に採択した[国際機構責任条文](#)においては、もう少し広い定義が採用されている (2 条(a))。

“international organization” means an organization established by a treaty or other instrument governed by international law and possessing its own international legal personality. International organizations may include as members, in addition to States, other entities”

この定義で十分だろうか。以下の例¹を基に考えてみよう。言葉の定義は、原理的に自由である。したがって、「国際機構とは何か」という問は、「どのようなものを『国際機構』として理解すべきか」という問に他ならない。「国際機構」と「国際機構に似ているが、違うもの」とをどのような基準で区別するのが適切なのか、あるいは何のためにそのような区別をするのか、を考えてみよう。

1. 国際決済銀行 (BIS)

[国際決済銀行 \(日銀サイト\)](#)²は、1930 年の BIS 条約 ([League of Nations Treaty Series, vol. 104](#), pp. 442-443) の附属書たる BIS 設立憲章 (同 pp. 444-447) により設立された。BIS 条約も BIS 設立憲章も国家間合意であり、設立憲章の 6 項には BIS の免除に関する規定も置かれている。しかし、BIS 条約 1 条は、この BIS 憲章がスイス法上の効果を与えられるべきと定めている。さらに、設立憲章 2 項は BIS の設立はこれまた条約附属書である定款 (同 p. 448 以下) により規律されると定めており、定款 1 条は BIS は株式会社として設立されると定めている。すなわち、BIS はスイス法上の法人 (株式会社) と考えられる。

設立から 50 年以上を経た 1987 年に、BIS とスイスとの間に、[スイスにおける BIS の法的地位に関する合意](#)が締結された。その 1 条は、以下のように定める。

Le Conseil fédéral suisse reconnaît la personnalité juridique internationale et la capacité

¹ ここに挙げたもの以外にも類似の例は多い。参照、Shotaro Hamamoto, “Joint Undertakings”, *Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, online edition, 2013. [電子リソースへのアクセス方法](#)。

² [矢後和彦「国際決済銀行の過去と現在」](#) (成城大学) 経済研究所年報 26 号 (2013 年) 97 頁。

juridique en Suisse de la Banque des Règlements Internationaux.

【仮訳】スイス連邦参事会は、国際決済銀行の国際法人格とスイスにおける法的能力とを承認する。

さらに、第 2 部 12. 「紛争処理 (2)」で触れた [BIS 対 Reineccius 事件](#)において、仲裁廷は 2002 年の [仲裁部分判断 \(Partial Award\)](#) で次のように述べた。

112. While the internal structure of the Bank was, according to Article 1 of the Statutes, “a Company limited by Shares,” and the Board of the Bank was comprised, on a permanent basis, of the governors of the central banks of the seven founding States and their nominees, the essential international character of the Bank is apparent from its treaty origin.

113. Moreover, the functions of the Bank were quintessentially public international in their character. [...]

[...]

118. For the above reasons, the Tribunal finds that the Bank for International Settlements is a *sui generis* creation which is an international organization.

ならば、そもそもなぜ BIS は国際機構としてではなくスイス法人として設立されたのであろうか。

2. 国際捕鯨委員会 (IWC)

1946 年の [捕鯨取締条約](#) 3 条により設立された。 [外務省サイト](#)によれば、「鯨資源の保存及び利用についての規則の採択」等を行う。捕鯨取締条約 1 条は、付表(Schedule)は条約と一体不可分とされる。付表の改正は国際捕鯨委員会によってなされる (5 条) ([現在の付表](#))。事務局はケンブリッジにあり、イギリスとの間で [本部協定](#)が締結されている (1981 年、2000 年に改正されているが、講義での議論には関係しない)。

IWC は国際機構だろうか？

3. バーゼル銀行監督委員会

[バーゼル銀行監督委員会 \(1974 年設立\)](#) は、 [自主資本規制など市中銀行に関するルール](#)³を作成している ([金融庁サイト](#))。

同委員会の法的地位は [同委員会憲章](#) 3 条 (“Legal status”) に記されており、構成員については 4 条に定められている ([構成員一覧](#))。

³ 久保田隆「金融監督規制に関する国際制度の展開」論究ジュリスト 19 号 (2016 年) 43 頁、藤田勉『グローバル金融規制入門』(中央経済社、2015 年)。

なぜこの委員会は国際機構として設立されなかったのだろうか？

4. 南極条約事務局⁴

[南極条約 \(外務省サイト\)](#) 9 条は条約当事国 (の一部の) 代表の会合について定めているが、そのための機構については沈黙している。[南極条約事務局サイト](#)には、2004 年 9 月 1 日に事務局が“formally began operations”と記されている。設立文書は南極条約事務局に関する措置 1 (2003)であり、事務局が所在するアルゼンチンとの間で本部協定が締結されている⁵。

南極条約事務局は国際機構だろうか？

5. 赤十字国際委員会 (ICRC)

[同委員会サイト](#)によれば「NGO でも国連機関でもなく、ジュネーブ諸条約およびジュネーブ諸条約の締約国すべての政府が参加する赤十字・赤新月国際会議によって公式に承認された独立した機関」であり、[外務省サイト](#)によれば、「スイスの国内法人ですが、[ジュネーブ諸条約](#)にもその役割が明記されています」とある ([同委員会サイト](#)も参照)。

同委員会と[スイス連邦参事会](#)との [1993 年の合意](#)は、その第 1 条で、上記 1. 国際決済銀行とスイス連邦参事会との 1987 年の合意とほぼ同文の規定を置いている。

ICRC は国際機構だろうか？

6. グローバルファンド (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

[グローバルファンド](#)は、発展途上国におけるエイズ・結核・マラリア対策のために資金を提供する仕組みとして、2002 年にスイス法人として設立された。[定款 1 条](#)には、ジュネーブ商業登記簿に登録されることが定められている。ファンドの理事会において投票権を有する理事 20 名のうち、5 名が私的アクター (先進国 NGO、途上国 NGO、企業、財団、被援助集団) の代表とされている (定款 7 条 1 項)。

[グローバルファンドもスイス連邦参事会と合意を 2004 年に締結](#)しており、やはり、「国際法人格とスイスにおける法的資格」が認められている (1 条)。さらに、その合意においてはスイスにおいてグローバルファンドが享有する免除についても詳細な規定

⁴ 柴田明穂「南極条約事務局設置の法的意義」岡山大学法学会雑誌 53 巻 3・4 号 (2004 年) 533 頁。

⁵ それぞれ、[南極条約協議国会議 26 回会期最終報告書](#)の 50-52 頁、53-61 頁に掲載されている。

が置かれている。また、[アメリカ合衆国の国際機構免除法](#)においても、Global Fund は免除を共有する「公的国際機構 (a public international organization)」とされている（冒頭の定義条項。§288f-6 も参照）。加えて、[Global Fund の支援を受ける 10 か国](#)が Global Fund に特権免除を与える「[合意](#)」の当事国となっている。その上、Global Fund の職員は、雇用問題に関する紛争につき[国際労働機関 \(ILO\) 行政裁判所を利用することができる](#)。

グローバルファンドは国際機構だろうか？

以上